

区割り基本方針検討専門委員会における主な意見

1 検討にあたっての基本原則

- ① 経済的・財政的自立が可能な規模
- ② 住民が帰属意識をもてるような地理的一体性
- ③ 歴史・文化・風土の共通性
- ④ 生活や経済面での交流
- ⑤ 戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリア

2 議論の進め方、区割りの基本的な考え方

- ・ 上記の考慮事項を全て完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められるのではないかと。
- ・ 具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要なのではないかと。
- ・ さまざまな区域例で案が異なる地域を中心に定量的分析をすべきではないかと。
- ・ 地方制度調査会、自民党道州制本部、国土審議会の議論で出てきた地域区分を参考とすべきではないかと。
- ・ 風土性（自然・環境・歴史・文化）による地域区分について詳しく資料を見ていく必要があるのではないかと。

3 道州制の区割りを定める際の考慮事項

①経済的・財政的自立が可能な規模

- ・ 道州制の制度設計（税財政制度等）の在り方を見極めながら議論すべきなのではないかと。

- ・ 税財政専門委員会の税配分のあり方等についての結論を見て考えていくべきではないか。

②住民が帰属意識をもてるような地理的一体性

- ・ 住民の帰属意識については、現在の帰属意識と昔の帰属意識を網羅しつつ、住民との意見交換を通して考えていくしかないのではないかな。
- ・ 他の地域との結びつきの意識については県の新聞がその意識形成に大きく関わっているのではないかな。
- ・ 国の中長期戦略に基づいてなされる区割り住民の帰属意識に基づく区割りはねじれるのではないかな。その調整は難しいのではないかな。

③歴史・文化・風土の共通性

- ・ 急峻な山岳地帯といった日本列島の自然的な特徴が地域区分に重要な役割を果たすのではないかな。
- ・ 現在の都道府県の形は、歴史的に形成されてきた交流圏の影響を大きく受けてきたのではないかな。
- ・ 衣食住の視点からなされた地域区分は、戦後の高度成長の過程を経た後も根強く残っているのではないかな。
- ・ 明治の初期までの農業社会における区分で生まれた文化や住民感情は現在でも消えていないのではないかな。
- ・ 時系列的に見れば、①明治初期までの文化や住民感情と地形・気候、②その後の工業社会における変化、③さらに高度成長期以降の新幹線と高速道路網と情報化という交通・通信ネットワークの形成という3段階で、地域区分が大きく変わってきたのではないかな。
- ・ 4大工業地帯の形成と鉄道網等の近代交通手段の発達によって、表日本と裏日本の区分化が進んできたのではないかな。
- ・ 工業は確かに見た目は地方に分散してきているが、製造業の従業員1人当たりの付加価値額は、太平洋ベルト地域とそれ以外の地域でかなり差が出ているのではないかな。

- ・ 区割りの線引きにあたっては、産業構造自体が地域ブロックごとに均等化しているのか、どれくらい格差があるのかを見ていくべきではないか。
- ・ 日本の企業においては、意思決定機能が中央に集中する一方で生産現場は各地方にほぼ均等に分散していると思うが、それに合った行政体の区割りを考えていく必要があるのではないか。
- ・ 大学については州の括りで考える必要はなく、州境を越えて設置されてもいいのではないか。

④生活や経済面での交流

- ・ 日本列島では一極集中してしまうのは面積的に仕方がないにしても、どのように人が移動してその一極に移動しているのかを見ていくべきではないか。
- ・ 交通体系が住民の日常生活、帰属意識に絡むことを考えれば、5年先、10年先のインフラ整備状況を考えながら議論していくべきではないか。
- ・ 通勤・通学量といった人の移動データや、物流等に係る客観的なデータを見ながら区割りの議論を進めるべきではないか。

⑤戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリア

- ・ 戦後半世紀の間にブロックごとに地域政策をリードしてきた知事会、地方経済団体連合会、あるいは地方整備局や地方農政局といった国の地方支分部局の動きを把握すべきではないか。

⑥その他

- ・ 衆議院及び参議院の選挙区の問題について考える必要があるのではないか。
- ・ 衆議院及び参議院の選挙区の問題については、道州制導入の最終段階で問題になるものであり、議論の優先順位としては高くないのではないか。
- ・ N T T ドコモのサービス地域区分が区割りのあり方として適当ではないか。
- ・ 諸外国の区割りを見ると、E U の取組みの影響を受けつつも、フランスが最も中央集権を維持しながら、ドイツは徹底した分権の下で、そしてイタリアがその中間の状態で区割りをしてきたと言えるのではないか。

- ・ EUでは、州単位での経済的地域間バランスを保つために基礎的地位単位としてNUTS IIを導入したのではないか。

4 道州制の区割りを定める手続き

- ・ 道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要ではないか。
- ・ 区割りの基本方針については、案の策定過程における透明性を確保することがきわめて重要ではないか。
- ・ 区割りの在り方が地域やそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、経済界や言論界、全国的な連合組織の特定の視点のみではなく、幅広く国民各界各層とキャッチボールをしながら意見を反映していくことが必要なのではないか。
- ・ 区割りの検討のためには、道州制導入に向けて国民世論が下から湧き上がってくる必要があるのではないか。
- ・ 区割り案を国民に提示する際には複数の案を用意するべきではないか。

※ 道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。

- ① 道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること
- ② 道州の区域設定は法律によること
- ③ 道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること

これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってア prioriに決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。また、憲法との整合性をどう考えるかとの意見があった。